

日行連発第1506号
平成29年2月17日

各単位会長 様
各役員 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

行政書士法施行規則の一部改正について（お知らせとお願い）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第6号）が平成29年2月17日に公布され、同日施行されたことに伴い、同施行規則第2条の2及び第12条の2の改正が行われた旨について、総務省より別紙の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

特に第12条の2の改正につきましては、行政書士法人が行う出入国関係申請取次業務（特定業務）の範囲に係るものであり、新たに設立される法人はもとより、既存の法人であっても、定款の記載内容によっては変更登記（組合等登記令第3条）及び本会への届出（行政書士法第13条の11）が必要となります。

このことから、各単位会長におかれましては、本件に係る所属会員への周知を行っていただきたく、併せて何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、本会が「行政書士法人の手引」の中に示す当該部分の定款記載例につきまして、本改正を経て今後予定する記載例を別記いたしますので、ご参考願います。

また、行政書士法人の定款認証に際し、公証人の方々にご留意いただくため、同内容を日本公証人連合会へ別途発信済みであることを申し添えます。

記

（別記）「行政書士法人の手引」における定款記載例について

（別紙）行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

以上

「行政書士法人の手引」における定款記載例について

【現行】

(目的)

第2条

一～七 (略)

八 出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第二十六条第一項に規定する申請に関し申請書、資料及び書類の提出並びに書類の提示を行う業務

九～十 (略)

【改正後】

(目的)

第2条

一～七 (略)

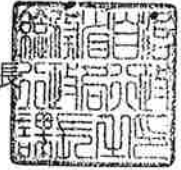
八 出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項の規定による申請、同法第十九条の十第一項の規定による届出並びに同法第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項第一号（第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第三項及び第六十一条の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第三項の規定による申請、同法第十一条第一項の規定による届出並びに同法第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者証明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十六条第一項、第二十八条第三項及び第二十九条第一項の規定による申請、同法附則第十六条第三項、第二十七条第五項、第二十八条第四項及び第二十九条第三項の規定により交付される在留カード又は特別永住者証明書の受領に係る業務

九～十 (略)

総行行第17号
平成29年2月17日

日本行政書士会連合会会長 殿

総務省自治行政局行政課長



行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第6号。以下「改正省令」という。）は、平成29年2月17日に公布され、同日施行されました。

改正省令の内容は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行に伴い、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第4条により行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「規則」という。）第2条の2第2項で定める指定試験機関の指定の申請の際の添付資料について規定の整備を行うとともに、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）」の施行に伴い、法第13条の6の規定により規則第12条の2第1号で定める行政書士法人の業務範囲について規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、改正省令の施行が円滑に行われ、また、適切な運用がなされるよう御留意いただくとともに、各都道府県行政書士会に対しこの旨周知願います。

なお、各都道府県総務部長に対しては、改正省令の内容等について別添により通知していることを申し添えます。

附則第十六条第二項の表被害回復分配金支払法第三十九条第三号の項の次に次のように加える。

休眠預金等活用法 第十條第五項	農林中央金庫代理業者並びに	農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する
休眠預金等活用法 第四十三條第二項	同法	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する
休眠預金等活用法 第五十條第四号	農林協同組合法第九十八條 第一項に規定する行政庁	農林水産大臣及び内閣総理大臣
休眠預金等活用法 第三條第一項	規定する銀行代理業者	規定する銀行代理業者(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第九号)以下この項において「再編強化法」という)附則第三十三條第三項の規定により適用する銀行法第五十二條の三第六第一項の許可を受けて特定承継会社(再編強化法附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう)のために銀行法第二條第十四項各号に掲げる行為のいづれかを行う営業を営む者(第五條第一項において「特定承継会社代理業者」という)を除く)
休眠預金等活用法 第五條第三項	農林協同組合法第九十二條 の第二第三項に規定する特定 信用事業代理業者	特定承継会社代理業者
休眠預金等活用法 第五條第三項	再編強化法代理業務(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化)に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する	再編強化法代理業務(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化)に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する
休眠預金等活用法 第五條第三項	農林協同組合法第十一條の 第二項	銀行法第二條第八項
休眠預金等活用法 第五條第三項	主たる事務所又は営業所	本店又は主たる営業所若しくは事務所

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 総務大臣 山本 早苗
- 財務大臣 麻生 太郎
- 厚生労働大臣 塩崎 恭久
- 農林水産大臣 山本 有二
- 経済産業大臣 世耕 弘成

省 令

○総務省令第六号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号) 第四条
第二項及び第十三條の六の規定に基づき、行政書
士法施行規則の一部を改正する省令を次のように
定める。

平成二十九年二月十七日

総務大臣 山本 早苗

行政書士法施行規則の一部を改正する省令
行政書士法施行規則(昭和二十六年総務府令第
五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項第一号中「又は寄附行為」を
削る。

第十二條の二第一号を次のように改める。

- 一 出入国関係申請取次業務(出入国管理及
び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十
九号)第七條の二第二項、第十九條第二項、
第十九條の二第二項、第十九條の十一第二
項及び第二項、第十九條の十二第二項、第
十九條の十三第一項及び第三項、第二十條
第二項、第二十一條第二項、第二十二條第
一項、第二十二條の二第二項(第二十二條
の三において準用する場合を含む)並びに
第二十六條第一項の規定による申請、同法
第十九條の十第一項の規定による届出並び
に同法第十九條の十第二項(第十九條の十
一第三項、第十九條の十二第二項及び第十
九條の十三第四項において準用する場合を
含む)、第二十条第四項第一号(第二十一
條第四項及び第二十二條の二第三項におい
て準用する場合を含む)、第二十二條第三
項(第二十二條の二第四項において準用す
る場合を含む)、第五十條第三項及び第六
十一條の二の二第三項第一号の規定により
交付される在留カードの受領に係る業務、
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を
離脱した者等の出入国管理に関する特例法
(平成三年法律第七十一号)第十二條第一
項及び第二項、第十三條第一項並びに第十
四條第一項及び第三項の規定による申請、
同法第十一條第一項の規定による届出並び
に同法第十一條第二項(第十二條第三項、

第十三條第二項及び第十四條第四項におい
て準用する場合を含む)の規定により交付
される特別永住者証明書の受領に係る業務
並びに出入国管理及び難民認定法及び日本
国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱
した者等の出入国管理に関する特例法の一
部を改正する等の法律(平成二十一年法律
第七十九号)附則第十六條第一項、第二十
八條第三項及び第二十九條第一項の規定に
よる申請並びに同法附則第十六條第三項、
第二十七條第五項、第二十八條第四項及び
第二十九條第三項の規定により交付される
在留カード又は特別永住者証明書の受領に
係る業務をいう。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成
二十七年法律第四十七号)及び電気事業者による
再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第
五十九号)の施行に伴い、並びに電気事業法(昭
和三十九年法律第七十号)の規定に基づき、一
般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部
を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十七日

経済産業大臣 世耕 弘成

- 一 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規
則の一部を改正する省令
- 一 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
(平成二十八年経済産業省令第二十二号)の一部
を次のように改正する。
- 第一条第二項第二号ハ中「発電量調整供給」を
「電力量調整供給」に改め、同号ハの次に次の二
を加える。
- 二 一般送配電事業者が特定卸供給を行う事
業を営む他の者から受電した特定卸供給に
係る電気の量と当該他の者があらかじめ申
し出した電気の量との三十百分を単位とした差
について、当該一般送配電事業者が電力量
調整供給において行う当該他の者に対する
電気の供給又は当該他の者からの電気の買
取りに係る料金の一キロワット時当たりの
単価

行政書士法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表
 ○ 行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定試験機関の指定の申請）</p> <p>第二条の二 法第四条第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〓二（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款及び登記事項証明書</p> <p>二 〓十二（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項の規定による申請、同法第十九条の十第一項の規定による届出並びに同法第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項第一号（第二十一条第</p>	<p>（指定試験機関の指定の申請）</p> <p>第二条の二 法第四条第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〓二（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 〓十二（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第十二条第一項、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第二十六条第一項に規定する申請に關し申請書、資料及び書類の提出並びに書類の提示を行う業務をいう。）</p>

四項及び第二十二條の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條第三項（第二十二條の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十條第三項及び第六十一條の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十二條第一項及び第二項、第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第三項の規定による申請、同法第十一條第一項の規定による届出並びに同法第十一條第二項（第十二條第三項、第十三條第二項及び第十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者證明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十六條第一項、第二十八條第三項及び第二十九條第一項の規定による申請並びに同法附則第十六條第三項、第二十七條第五項、第二十八條第四項及び第二十九條第三項の規定により交付される在留カード又は特別永住者證明書の受領に係る業務をいう。）

二〇四（略）

二〇四（略）

総行行第17号
平成29年2月17日

各都道府県総務部長 殿
(行政書士担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

行政書士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第6号。以下「改正省令」という。)は、平成29年2月17日に公布され、同日施行されました。

改正省令の内容は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行に伴い、行政書士法(昭和26年法律第4号。以下「法」という。)第4条により行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号。以下「規則」という。)第2条の2第2項で定める指定試験機関の指定の申請の際の添付資料について規定の整備を行うとともに、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)」の施行に伴い、法第13条の6の規定により規則第12条の2第1号で定める行政書士法人の業務範囲について規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、改正省令の施行が円滑に行われるとともに、適切な運用がなされるよう、御配慮くださいますようお願いいたします。

また、日本行政書士会連合会会長に対しては、別添の通り通知し、各行政書士会への周知を依頼しております。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。